

どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会

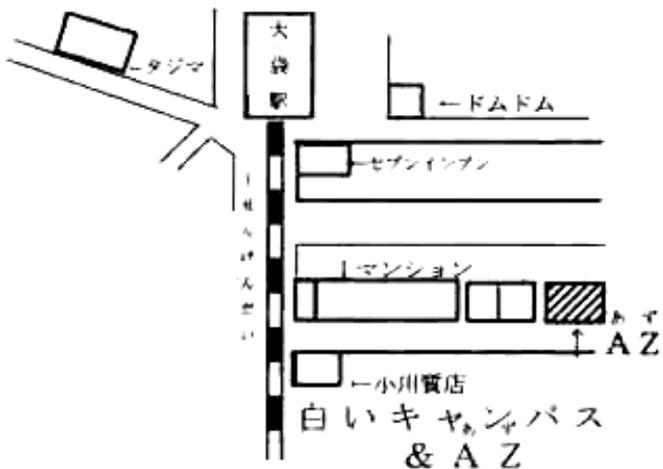
連絡先・春日部市大場690-3

Te l 048(737)1489

Fax 048(736)7192

e-mail:waraji@muf.biglobe.ne.jp

4月おしゃべり会は越谷・大袋駅近くの「白キャン」で
ご連絡が直前になってしまいました。ぜひおでかけ下
さい。



4月19日(月)

午前10時~12時

フリースペース「白いキャン
パス」で。

〒343-0032

越谷市袋山 2023-5

& Fax 048-971-0846

教育の欠格条項をなくす4.11シンポジウム開かれる



前号のTOKOの
末尾で「教育の欠格
条項をなくす会準備
会」のご紹介をしま
した。さる11日に
初めてのシンポジ
ウムが浦和の埼玉
会館で開かれ、百
人が参加しました
(写真)。「分け
隔てられること
のないしゃかい
をめざして 教育
の欠格条項と地
域生活」という
テーマで、基調
講演とパネル
ディスカッション
が行われました。

東部地区からも
数十名が参加しま
した。(次ページに
シンポジウムのあ
らましを報告しま
す。)

分け隔てられることのない社会をめざして 教育の欠格条項と地域生活 (シンポジウム記録)



シンポジウムの趣旨(準備会・木村俊彦さん)

脱施設 地域福祉が語られるが、一般の人々の中でのつきあい
が失われてゆくままでは、「やはり施設しかない」となるのでは
という怖さがある。「障害児は普通学級にいるべきでない」と定
めている学校教育法・施行令をなくすことから始めるべき。当面、
今国会に出される障害者基本法改正案に、分ける教育を前提にし
た「交流」が盛り込まれようとしていることに対しても動いてい
きたい。

基調講演「障害者基本法改正問題と教育」(金 政玉さん DPI 権 利擁護センター)

障害者基本法は「理念法」であり、この下に3障害の
「福祉法」や交通バリアフリー法などの「実体法」が位
置づけられる。昔は心身障害者対策基本法があったが、
国際障害者の十年を踏まえて障害者基本法に変わった。

いま自民党の改正案が出され、民主党等とも調整中。
改正案で画期的なところは、「差別の禁止」が入り、「自
立への努力」が削除され、「施設への入所」等を削除して
「可能な限り自立した生活」に変え、「授産」を削除、「職
業指導」を「職業相談」に変えていることなど。教育の
部分に「交流教育」を入れるというのに民主党が反対し、

「共に学ぶ教育」を対置したが、妥協線として「交流及び共同学習」という案になっ
ている。また、中央協議会に関し、これまで「障害者及び障害者の福祉に関する事業
に従事する者の意見を代表すると認められる者」としていたのを、「障害者、障害者
の福祉に関する事業に従事する者」としたのも前進。附則として「5年を目途として
...必要な措置を講ずる」とされるが、推進者の八代議員は「差別禁止法をつくるとい
うことだ」と述べている。

DPIとしては、障害者協議会や育成会などとJDF準備会を組織しており、そこ
で基本法改正案の採択にあたり、いくつかの要点に関する附帯決議の採択が行われる
よう各政党に働きかけている。教育については「インクルーシブかつ利用可能な教育
を選択することができる条件整備」、「障害を持つ本人に必要な支援」など。この討議
の中で、初めは「聴覚に障害のある児童生徒を対象とした単独形態の学校を最低1県
に1校」と主張していたろうあ連盟が、「言語環境が異なるために手話による教育環
境を保障するための検討」と考えを改めたことは注目される。



司会・パネラーの発言から：

傳田ひろみさん(OMIYA ぱりあフリー研究会)

小児マヒだが、小・中では壁を感じず、高校で初めてぶつ
かった。が、高校長の一声で入り、大学進学、塾経営の人生
コースにつながる。地域の大切さを感じたのは、家を出てか
ら。学校時代の友達が頼りになった。市議となり、議会で就
学指導の問題を問うている。さいたま市では、471人が判
定にかけられ、わずか3回の就学指導委で就学先を決められ

ている。どうしようもない矛盾を訴えてゆかねば。

北山竜太さん（立川市）

3歳までベビーカー、以後車椅子生活。普通学級を断られ、身障学級に入り、国語・算数だけ普通学級へ。身障学級は大人に囲まれるので同い年の子どもとの接し方がわからない。でも、普通学級の友達が放課後に遊びに来てくれたことが、いまでも思い出に。修学旅行は普通学級のグループに入ったが、どこのグループに入るのかで、クラスがもめた。そのことで、ふだんは子ども達が自分に気がついていてくれたことがわかった。中学は普通学級に行き、本格的ないじめで落ち込んだこともあるが、その時守ってくれた友達と今もつきあっている。バリアフリーの都立高校に入ったが、「介助の先生はそちらで用意を」と言われた。中2のとき、父が片マヒになって以来、ヘルプ協立川の介助をお願いしていたのでよかった。共に学ぶ上で、ハード面だけでなく通学や校内の介助も考えることが大切。高校では友達がすぐできた。周囲の友達が介助者を意識しなかった。



百瀬由美子さん（埼玉県手をつなぐ育成会）



31歳になる自閉症の次男がいる。幼稚園で3年間育ち、その流れで普通学級をめざしたが教委・学校とぶつかり、校区外の特殊へ。その後武蔵野東学園に行ったが、また地域の特殊へ戻り、養護学校高等部へ。そこでは障害の重い・軽いに応じわが子のことしか考えない親達の現実に出会う。育成会に入り、次男が18歳のとき、入所施設の運動にかかわった。ふりかえってみて、バラバラの教育を息子に受けさせてきたことを、どう考えたらいいのか？また、親の思いと本人の思いのちがいを感じる。

県の新任職員の研修で「権利擁護」について話したが、自分自身を責めることにつながる。これまで「ノーマライゼーション」とか「バリアフリー」とか、障害のある側からばかり叫んできた。枠組みの中だけで叫んでいても、小さいときから一緒に育っていないのでは伝わらない。いまの学校の中で統合教育がいいとは思わない。しかし、国が本気でノーマライゼーションを進めるのなら、脱施設だけでなく、地域で人の心が変わらなければ。ほんとうは、私がもっとさらけ出していかないと、行政も人の心も変わらないと思っている。

鈴木徳子（ヘルプ協会立川）

4歳の時交通事故で脊髄損傷に。栃木県那須郡湯津上村。養護学校も特殊学級もないところ。小学校時代は在籍は村外の特殊学級の訪問教育部だが、たぶん父母の闘いの結果、訪問学級の先生が来るとき以外は毎日地元の小学校に聴講生として学んだ。籍がないので、教科書もなし。知能テストも自分のぶんは送られてこない。たとえ残っていても、「徳ちゃんのぶんはないんだよね」とみんなは横に流していく。自分の立場が学校の中に入らないということは、いつも傷ついた。卒業証書ももらえなかった。きちんと、形としても学校の中に入ることが大事だと思った。

中学校は籍をきちんとした。留置カテテルを使ってい



るのでトイレを用意してくれたが、男性教員用のトイレの奥に作られた。ある日トイレに入ったとき、前の廊下を好きな男の子が通り過ぎた。それからは、熱発の危険があっても、学校では一切トイレを使わなかった。高校は女子高に行き、大学は電車で2時間かけて、埼玉の放送大学まで一人で通った。

ヘルプ協会の仕事を通して、「学校教育と地域生活」について思うことは、ふだん緊急ごとではない支援を家に入れていくことが、その後につながるのではないかということ。

会場とパネラーの質疑応答：

友野：自分は市の障害者計画策定懇話会で、「小さいときから分け隔てないでほしい」と発言してきた。金さんの話の中で「統合教育」と言われたが、それは「分け隔てない教育」のことか？

金：私自身は「統合教育」という言い方に疑問をもっている。障害者権利条約のセミナーで全日本ろうあ連盟のパネラーが、「統合教育とインクルージョン教育は別」という言い方をしていた。「統合教育は聴覚に障害のある子どもを障害のない子どもに合わせるものであり、インクルージョンは一つの場で多様なニーズに応じたサポートを行う教育」と言われ、私も同様に思っている。

今井：ここにいる江橋さんは、今日は私の通訳で来てもらった。難しい話だと思ったので、彼にわかるようにほぐすことができるか、一緒に来てもらった。障害者基本法改正案で「自立への努力」はよけいなお世話であり、なくなってよかったと言われたが、「能力を活用」とか「努めなければならない」という表現は問題あるとはいえ、「社会経済活動に参加するよう」という部分はずしてしまうと一緒にじゃないという感じがする。私は国民としていつもよけいなお世話をされている立場だから、障害のある人たちもそういう立場を外されないでいてほしいと思った。

金：私なりの読み方をすると、「障害者はその有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。」というところは、心身障害者対策基本法を引き継いでいる。誤解のないように言っておくが、一般に障害者が自立への努力をしていくのは当たり前のこと。ことさらに法律の条文に盛り込むということがおかしい。ここに盛り込むことにより、障害者だけがこういう言い方をされるということ。「女性は……」という言い方をされたらどう思うか。

今井：「自立への努力」にひっかかっているのではなく、「社会経済活動に参加するよう」までなくなることにこだわっている。障害のない人たちの困難さにどうつきあっていくのかということ。年金や支援制度が充実すればいいというのはちがうと思う。

金：第三条で「すべて障害者は社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。」と改正案でもなっているが、「与えられる」というのはおかしいと思う。そういうことにも関連しているのだと考えてほしい。

名谷：金さんへ。なぜ原則統合を打ち出さないのですか？

金：私は基本的に、ひとつの同じ環境において、多様な



ニーズを保障する教育をめざすべきと考えており、基本的には原則統合と同じと思う。障害者基本法に関する付帯決議の申し入れでは、DPIだけでなくすべての障害者団体が一致できるということでああいう表現になった。ただ「インクルーシブかつ利用可能な教育を選択することができる条件整備」というのは、基本的には「原則統合が出来る条件整備」ということだと思う。

水谷：金さんへ。インクルーシブとかインテグレーションとか、それぞれがいろんな意味をこめて使っているの、そういう言葉を使わないほうがいいと思う。個人の支援はわかるが、だんだん特別な人として分けていく方向に流されないか。「普通学級に行くのが普通」ということを押さえておかないと、そうなってしまう。生まれたときから支援が必要という意識が深く進行していくのではないか。

金：言われている趣旨は理解しているつもり。私も悩ましいところだと思っている。共に育ち学ぶという教育環境をどう作っていくか。まずは、どういう教育環境を選ぶかは障害のある本人が決めるべきことで、その結果ちがう環境を選んでもいいという意見が、世界ろうあ連盟や世界盲人連合から出されている。それを原則分離であるとは言えない。原則統合をめざすために、まず学校を本人自身が決めていくことを基本とすべきと思う。いまは地域の教育委員会が就学先の措置権を握っている。それを本人が選ぶというふうに置き換えてゆけば。

杉浦：北山さんへ質問。修学旅行に行ったとき、ホンネを出し合ったというが、教えてほしい。

北山：修学旅行のときは身障学級の先生が「何も障害者だからといって、言いたいことは言っていない。」とみんなに話してくれたので、クラスの班分けはうまくいった。ホンネを言い合うまでにはならなかったが、今までのちょっとした気遣いなくなり、楽しく行けた。

傳田：鈴木さんへの質問が来ている。学校の中での介助者の位置について。

鈴木：自分が学校に行っていたとき、階段の昇り降りは親がしていた。事故があっても学校の責任は問わないという条件だった。高校のときは、逆に親のほうから「念書を書くから入れてくれ」と申し出てしまった。東京では、介助員が制度化されているところや、親達がかけて何とかが補助がつくところなどいろいろ。そこで介助者が入ってどうだったかは、北山君に。

北山：介助者が入ったことで特別変わったことはない。介助者は、教室移動、トイレ、特別な活動の際の準備など。それ以外の時間は友達と話をしていることが多かった。

鈴木：介助者も教委からのアルバイトとか、市区町村によってさまざま。現実には介助者が入った子に訊くと、いい先生もいればいろいろ。たとえば、介助者との関係が強くなると、友達と遊べない。「いつも見ていてくれる先生がいい」と言われた。

傳田：自分の場合、クラスの子が二人、毎日送り迎え。クラス全員が親切かということ、そうではない。でもクラス、学年の中にはめんどうみたいと思う子もいるので、私は介助者がつかなくても学校生活は成り立つのではないかと考えている。

荻原：金さんへ。ろうあの人たちも、地域の学校で手話を広く普及させたらいいのではないか。

金：まったくその通りと思う。手話を公用語として認知してほしいというのが、要求の基本にある。公用語として認められれば、学校教育の中で科目として認知される方向になると思う。

荻原：ぼくはただ手話を普通学級でやるというのではなく、その中にろうあの人がいるということが必要と思っている。また、さっき「学校選択」といっていたが、22条の3をそのままにして、「あなたはどこの学校に行ってもいいよ」というのはちがうと思う。欠格条項がある中で「選択権」を言うのはちがう。

金：私はいまの意見と一緒にだと思っている。私が選ぶことを権利として認めさせてゆこうということは、そのための法律的な整備も必要と考えている。

飯田：基本法と支援籍の関係はどう考えたらいいのか？熊谷市が支援籍のモデル市になったので。

傳田：これは特振協の委員だった武井さん、羽田さんに。

武井：支援籍というのは、障害を持った子どもではなくLD、ADHDといれることもたちが中心。統合教育に向けたものではない。

羽田：共に育つことが目的であれば、特殊や養護にいる子ども達が通常学級に戻っていくために支援籍を使うのが基本であるはず。実際は、LD、ADHDの子を特殊や養護にひっぱっていこうということが中心。

傳田：では、今後の育成会について、百瀬さんから。

百瀬：昔は先生が分け隔てない教育をしていたという体験は聞いた。なんとかくかもしれないが、なんとなく地域にいられた。でも学校に来ないでいいよと言われて家の中にいた人たちもあり、そのために育成会が全員就学の運動をしたと聞いている。やがて、親達は疲れ、養護学校の中にいれば安心する。そういう中で地域の学校に行くことの是非が語られたりする。このへんが非常に危ういところ。地域の学校にはいじめもある。だから、分けた上での交流教育に期待する親も多い。しかし、いじめがあっても、大人になって自分がいじめをしたということの思い起こして考える機会もあるのだと思う。

福岡：県の育成会の理事会で、この教育の欠格条項の話をした。結論は出ていないが、これからずっとこの話をしていこうという前提はできた。これまで育成会は困ることばかりやってきた。これからは地域の中で生きていくことを進めたい。

呼びかけ人の皆様ご協力ありがとうございました

阿久津和子、中川正嗣、中川久江、中村順子、熊谷悦子、千葉康二、高橋利枝、坂口鶴子、内海多美子、西陰勲、平川賢一、平川さとみ、片山いく子、吉田昌弘、中山佐和子、竹澤浩義、山下浩志、野島久美子、荒井義明、藤崎稔、吉田久美子、石井由佳、辻浩司、村田玲子、谷崎恵子、傳田ひろみ、大坂富男、小田原道弥、吉原広子、白倉保子、石川孝子、飯田力、小田部州昭、河合素子、北村文子、半沢ひろし、沼尾孝平、橋本克己、北野誠一、巴山倫子、橋本和憲、伊藤幸枝、植木圭介、三川登喜子、三川修平、渡辺新一、門坂美恵、小沢孝雄、水谷淳子、野原康弘、六澤肇子、六澤利章、吉村敦子、田中泰江、一木昭憲、藤田源市、小川明子、黒古次男、木村俊彦、竹迫和子、吉田桂子、吉井真寿美、神田紘子、篠田三千代、鈴木君子、坂入幸子、山中幸枝、鎌田幸江、中島幸江、清水良枝、菅野恵美、山田町子、山田葉子、山崎泰子、細谷修一、今井和美、中尾文香、吉田弘一、平沢彩子、大上早苗、本田勲、森下隆子、武井英子、黒須幸子、志村梓、羽田亮介、永田妙子、里見勉、武井浩之、合戸大士、清水明美、新井玲子、井ノ山正文、荻原伊佐夫、福岡三治、坂本さとし、宮田敏美、巢山史子、堀和子

5 . 9 欠格条項をなくすシンポジウム Part

国会行動へ向けて に参加とご協力を！

5月9日(日)午後1時開場 午後1時半開会

飯田橋シニアワークセンター

基調講演：大谷恭子弁護士「学校教育法改定の動きと私達」

報告：なくす会準備会「障害者基本法改正をめぐる取り組み」

関係各団体の報告：交渉中

翌10日には国会への要請行動を行います。こちらも！



越谷市の新障害者計画策定懇話会は、3月30日、6回にわたる審議を終えた。前号で報じた分離教育そのものの内容に対し、山崎委員（写真右・娘さんが越谷西養護在学）、友野委員（中・生活ホーム入所者）、松田委員（その左・ロービジョン友の会アリス）などから批判が集中した。その結果、なんとか基本理念である「障害のある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」に沿った形で、市の最終案が出された。新たに修正・追加された要点は以下の通り。

1. 「福祉教育の推進」 「共に学ぶ福祉教育の推進」(修正)

「共に学ぶ教育の推進」(追加)

「障害のある子どもと障害のない子どもが、分け隔てられることなく共に学び育つことができるように、多様な支援方法を検討して障害のある子どもの地域の通常学級での支援を進める。」(追加)

2. 「共に育ち、共に学ぶための相談の充実」(追加)

「地域の通常学級で共に育ち、共に学ぶ上でのさまざまな課題の解消や支援体制の確立のための相談活動を充実する。」(追加)

そのほかでは、

「居住地交流の推進」として、「養護学校に通う児童生徒が地域社会の中で豊かに生きることができるように、自分の住んでいる地域の児童生徒と居住地の学校との交流を図ります。(指導課)」という施策が入りました。

この結果として、相も変らぬ分離教育を柱とした施策の枠組み(福祉教育の推進、特殊学級の充実、通級による指導の充実、特殊教育諸学校との連携 など)は残したまま、「共に学び育つ教育」が追加されるという、パッチワークのような計画になりましたが、文科省の「特別支援教育」、県教委の「支援籍」の流れにすんなりと組み込まれることへのハドメにはなったと思います。策定懇話会委員のみなさん、ごくろうさまでした。

「支援籍」その後

2月県議会・秦哲美議員(民主党)の質問

以下に掲載するのは、埼玉県議会2月定例会での秦哲美議員(民主党)の一般質問とそれに対する稲葉教育長の答弁。秦議員は、まず土屋前知事が提唱した「分離教育から統合教育へ」がなぜ「分離教育を中心に交流教育を促進」という尻すぼみになってしまったのか、というきわめて的確な質問をしています。これに対し、教育長は、「それぞれの利点を生かす」などと、あいまいな答えをしています。

次に秦議員は「学校教育法施行令22条の3」について「ノーマライゼーションの理念に背く規定なので廃止すべき」と述べています。教育長は、「その妥当性について、国において検討されるべきもの」として、責任を逃れようとしています。

秦議員は「障害児の就学先を決める最終の決定権は、保護者、児童生徒にあると思いますが、」と前置きして、「就学支援委員会の役割と機能」について訊いています。これに対し、教育長は、「教育委員会が就学先の指定を行う場合に」と、「保護者、児童生徒」ではないことをさりげなく明らかにしつつ、特振協の最終検討結果に沿って、就学先決定と個別教育支援計画作成に関する「専門的助言」と答え、「このための条例改正を、今議会でご審議をお願いしている」と述べています。

秦議員は、「文科省の特別支援教育との整合性」、「LD、ADHD、高機能自閉症の生徒の教育」、「学校の体制作り」についても質問しています。教育長は、これらについて、それぞれ「モデル市において『個別教育支援計画の作成』、『支援籍』の検証を行う中で」、「学校内の委員会を、平成17年度中にすべての小中学校に配置」、「『支援籍』を実施するモデル市において検証」と答えています。

教育長の答弁からは、文科省の特別支援教育の受け皿としての支援籍という意味合いしか感じとれません。普通学級に在籍する障害のある児童生徒や特殊・養護の児童生徒が、どう地域で共に学び育っていくのかについては、まるで語られていません。秦議員の「尻すぼみ」という表現どおり、「彩の国障害者プラン21」の「分け隔てられることなく」という基本理念とまったく逆の動きになっています。これ以上手をこまねいて見ているわけにはゆきません。

障害児教育について

Q 埼玉県は、土屋前知事が全部の障害児を普通学級に在籍させるという、いわゆる二重学籍論を強力に提唱したことが契機となって、平成十五年度埼玉県特別支援教育振興協議会を設置して、ノーマライゼーションの理念に基づいた教育の在り方について検討をされました。

検討結果は、平成15年11月20日に県教育委員会に報告されています。

埼玉県における普通学級に在籍している障害のある児童生徒の数は、特別支援教育課の調査によりますと、平成15年5月1日現在で1111名であります。

埼玉障害者市民ネットワークの調査では3000名となっています。

世界の国々の障害児教育の流れは、同じ教室の中で、障害のある子もない子も一緒に育ち学ぶというインクルーシブ教育へと大きくシフトしています。

まず最初に、土屋前知事が提唱した分離教育から統合教育へと埼玉の障害児教育を改革する二重学

籍論が、なぜ分離教育を中心に交流教育を促進するというしりすぼみになってしまったのか、その隘路について伺います。

さて、文部科学省の調査研究協力者会議は平成15年3月に最終報告書を提出して、特殊教育を特別支援教育に変更する方針を発表しました。

報告書は、21世紀の特殊教育について特別支援教育に改め、一人一人のニーズを把握し、必要な観点に立って障害児教育を進めることを提言しています。

「彩の国障害者プラン21 共に学び共に暮らす社会をめざして」の概要版は、「自立に必要な力を高めるとともに、共に学ぶ教育を充実します」として、次の方針を掲げています。

1. 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ新たな障害児教育システムの検討。
2. LD、ADHD、高機能自閉症等に対する教職員の理解の促進や指導方法等の研修の充実。
3. 医療的ケアの必要な児童生徒のために医療スタッフの派遣や教職員研修の充実。

このことについて平成十六年度にどう取り組まれるのか、基本的な見解を伺います。

また、学校教育法施行令第22条の3で、障害の程度による、盲学校、ろう学校又は養護学校に就学させるべき者を規定しています。

この条項は、ノーマライゼーションの理念に背く規定なので廃止すべき条項と思いますが、見解を伺います。

今度、就学指導委員会が就学支援委員会に変わるので、小学校入学の時点で障害児と健常児を分けるこれまでの就学指導委員会の在り方を、ノーマライゼーションの理念に基づいて見直すこととなります。

就学支援委員会は保護者にアドバイスするが、就学先の最終判断は保護者と児童生徒に任せるとするのが法の精神であります。

県教育委員会が、就学指導委員会を就学支援委員会に見直すことの提言を踏まえて、個別の教育支援計画が専門的に助言できるように県就学指導委員会の見直しをするとともに、市町村へも働き掛けていくこととなります。

障害児の就学先を決める最終の決定権は、保護者、児童生徒にあると思いますが、就学支援委員会の役割と機能について、見解を伺います。

さて、県教育委員会は、埼玉県特別支援教育振興協議会の検討結果を受けて個別の教育支援計画の作成、就学支援委員会への見直し、支援籍学習の実施などにおいて問題点を検証するため、2年間程度かけて1市で試行し、そのうち課題を提起した上で6年後に全県的な定着を図っていきたくしています。

文部科学省が推進する特別支援教育との整合性をどう保っていくのかについて伺います。

また、特別支援教育が既にスタートしている今日、試行実施の結果が出るまで手をこまねいて待っているわけにはいかないと思いますので、普通学級に全国平均で約六パーセント存在していると言われていたLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒の教育をどう進めようとしているのかについて伺います。

さらに、支援籍(仮称)の試行実施について、1市の小中学校を指定するとの報道がありますが、当面は運動会や文化祭の特別活動における交流になると思いますが、施設のバリアフリー化、介助員の配置、支援籍(仮称)を置く学校の普通学級の児童生徒との交流、障害児教育に全校で取り組む学校の体制づくりについて、対策を伺います。

以上について、教育長に伺います。

A

稲葉喜徳教育長



まず、二重学籍論が、なぜ分離教育を中心に交流教育を促進するという内容になってしまったかについてでございますが、特別支援教育振興協議会からは、盲・ろう・養護学校や特殊学級における教育と、通常の学級における教育のそれぞれの利点を生かす中で、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進するという報告をいただいたものでありまして、障害児教育において新たな一歩を踏み出すものと理解しております。

次に、彩の国障害者プラン21に掲げられている方針のうち、1つめの障害児教育の新しいシステムの検討についてですが、県ではモデル市に「支援籍」、「就学支援委員会」などの課題の検証を依頼し、共に学び共に育つ教育のシステムづくりに向けた具体的な検討を行うこととしておりますので、この中でこうした課題についても検証してまいりたいと考えております。

また、2つめのLD、ADHD、高機能自閉症等に対する教職員の理解の促進や、指導方法等の研修の充実につきましては、平成15年度に引き続き、国の委嘱事業により、臨床心理士等による巡回相談を実施するとともに、福祉・医療等の関係機関や保護者との連絡調整を担う特別支援教育コーディネーターの養成研修を実施してまいります。

また、3つめの医療スタッフの派遣や教職員研修の充実への取り組みでございますが、これまで医師による研修を実施し教職員の専門性の向上を図ってまいりましたが、平成16年度から、新たに看護師免許を有する自立活動担当教員12名を、県立肢体不自由養護学校7校に常勤として配置し、児童生徒に対する医療的ケアを更に充実してまいります。

次に、学校教育法施行令第22条の3の考え方についてでございますが、この条項は、児童生徒一人一人の障害の種類や程度に応じた教育を実現するための基準として定められておりますが、国においては、現在、特殊教育から特別支援教育への転換が図られようとしておりますことから、その妥当性について、国において検討されるべきものであると受けとめております。

次に、就学支援委員会の役割と機能でございますが、就学支援委員会は、教育委員会が就学先の指定を行う場合に専門的な助言を果たすとともに、障害のある児童生徒一人一人に作成される「個別の教育支援計画」に対して、医療や福祉などの専門的な分野からの助言を行うこととなります。

県の就学支援委員会につきましては、このための条例改正を、今議会で御審議をお願いしているところでございます。

次に、文部科学省が推進している特別支援教育との整合性でございますが、国では、現在、LD、ADHD、高機能自閉症など特別な教育的支援を要する児童生徒への対応を図るため、特殊学級を「特別支援教室(仮称)」に、盲・ろう・養護学校を「特別支援学校(仮称)」にそれぞれ転換することなどを、近々、中央教育審議会に諮問する予定であると伺っております。

県といたしましては、こうした国の動向も十分踏まえ、モデル市において「個別の教育支援計画」の作成、「支援籍」の検証を行う中で、整合性を図ってまいりたいと存じます。

次に、普通学級におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒の教育を、どのように進めようとしているのかについてでございますが、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の対応につきましては、市町村教育委員会と連携し、その支援の在り方について検討する学校内の委員会を、平成17年度中にすべての小中学校に設置し、全校をあげて支援できる体制づくりを進めてまいります。

次に、「支援籍」を実施する場合の課題への対応でございますが、教育活動の場所や内容によって、バリアフリー化や介助員配置の必要性が異なっておりますし、また、効果的な指導方法や校内体制づくりも工夫する必要がありますので、こうした課題への対応策を「支援籍」を実施するモデル市において検証してまいります。

ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進は、児童生徒に「生きる力」を育むためにも極めて重要でありますので、市町村教育委員会と連携しながら様々な観点から検討を加え、施策の充実を図ってまいります。

文科省、学校教育法改正への準備始める

中教審、「特別支援教育」で特別委員会設置

中央教育審議会初等中等教育分科会は2月24日、特別支援教育について制度的な検討を行う特別委員会の設置を決めた。LDやADHDなど軽度発達障害の子どもへの支援の仕組みのほか、障害の重度・重複化に対応し、小・中学校への支援機能を併せ持つ「特別支援学校」(仮称)制度への移行も視野に入れ、盲・ろう・養護学校制度の見直しを審議する。小・中学校での特別支援教育体制の整備としては、通常学級に6.3%在籍すると思われるLDやADHDなど、軽度発達障害の子どもに対する支援方法と併せ、特殊学級制度の弾力化を検討する。具体策の一つとして、軽度発達障害の子どもや特殊学級に通う子どもが普通学級に在籍し、必要に応じて「特別支援教室」(仮称)を訪れて、教育的支援を受ける仕組みを模索する。また、教員の専門性の向上策も審議する。盲・ろう・養護学校制度の見直しでは、特別支援学校への統合も視野に入れた検討を行う。特別支援学校は、小・中学校に通うLDやADHDも含めた障害のある子どもへの支援や、就学前の子どもへの教育相談、小・中学校での研修の支援など、「センター的機能」をもつことを想定している。今夏に中間報告、年内に答申をまとめる。(東書Eネット「教育界情報」2004.3より)

定員内不合格・何がノーマライゼーションだ？！

県立高校入試・定員内不合格の実態

	一次 3月3日発表			二次 3月17日発表		
	事前協議	合格	不合格	事前協議	合格	不合格
全日制	58	31	27			
定時制	5	2	3	5	1	4

事前協議：定員内不合格問題についての高校長と指導課長との協議

今年も障害のある生徒達が県立高校の門を叩いた。身体に障害のある生徒達は、それなりに希望校に入学した。しかし、知的な障害のある生徒達は、定員割れの全日制高校に入学できた生徒もいた半面、大幅定員割れの定時制高校で、不合格になった生徒達もいた。とくに、大宮商業(定)を受験した斉藤くんは4年目、浦和一女(定)を受けた山田さんは2年目。同世代の若者達と一緒に高校生活を送りたいという強い希望を、定員に達しないにもかかわらず踏みこじった県教委と高校の責任は重大だ。

浦和一女(定時制)では、40名の定員に対し、一次16名・二次4名の受験者しかいない。その中で1名だけ2回とも不合格にされた。大宮商業(定時制)では、受験者が一次10名、二次3名。その中で1名だけ2回とも不合格にされた。

所沢東(全日制)では、生徒指導上の問題があるとされる生徒も含めて5名が不合格とされた。鶴ヶ島高校の二次募集でも定員内不合格者が出された。



高校問題交渉で県教育局のみなさん

「障害による不利益がないように」と言うのなら、知的障害の生徒を学力検査や調査書の成績で評価すること自体、「障害による不利益」なのだ。それを一步譲って、定員割れの高校を受けてきたのだということを、教育局は何と思っているのか。「定員内不合格は本来あってはならない」と局が書いた念書は、うそっぱちか。

「ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進」を掲げた昨年の特振協の報告書では、「後期中等教育における障害のある生徒に対する支援は、障害の種類や程度のほかに学力や卒業後の進路などを踏まえ可能な限り多様である必要がある。」と書かれている。だが、県立高校の門を閉ざしたままで、「可能な限り多様」になるはずがない。圧倒的多数の障害のある生徒たちが、盲ろう養護学校高等部に進まざるを得ないではないか。その結果は、同じ報告書にこう書かれている。「盲・ろう・養護学校高等部の生徒は社会体験不足から人間関係づくりが苦手な生徒が多いなどの状況がある。」と。報告書はまた、今後は厳しい財政状況なども踏まえつつ介助員配置や手話通訳、要約筆記など生徒の状況に応じた支援についても研究」と書いているが、希望する生徒をまず受け止めることから「研究」は始まるのだ。

最後に、今春、県立羽生実業高校を卒業した六澤くんからのメッセージ。

「定員内不合格はやめろ！ふざけんなぁーっ！障害者とふれあい、共にいきた人は、普通の人とつきあうよりも10倍ぐらい、いい人になれる。みんなが…」 六澤利章

3・6 白倉宅でのおしゃべり会のようす

10人でやりました。今回は遠くの方の参加はありませんでした。初参加は近くのHさん母娘。娘さんは特学の6年生ですが、「2年後に特殊学級や養護学校の制度の見直しがあるらしい」というわさが親達の間で流れており、不安になり、その話を聞かせてもらおうと思って見えたとのことでした。

たしかに国レベルでは、中教審に特別委員会が設置され、今年度中に答申を出し、来年度は学校教育法の改正を行うスケジュールが進んでいるようです。また、県レベルでも、「特別支援教育コーディネーター」設置についての国のモデル事業を昨年から実施しており、今年度からは特振協の報告に基づく「支援籍」のモデル事業が、熊谷市、坂戸市などで始まり、国のいう「特別支援学級」、「特別支援学校」の実験のような動きが予定されています。特殊学級や養護学校に在籍中の子どもの親達の間では、「LDやADHD、高機能自閉症の子ども達が入ってくることで、先生が多忙になり、うちの子のめんどうが見られなくなるのでは?」とか、「支援態勢もないままで地域の学校(学級)に入れられたら大変だ」といった不安が漂っています。

これらの不安にはそれなりの根拠があるのですが、最も大きな問題は、国が「障害のある子ども達は地域の学校の通常の学級で学ぶべきではない」と定めていることにあります。だから通常の学級で共に学んでいる障害のある子どもは「本来はよその学校に行くべき子」とされ、共に学ぶための「支援態勢」についても自治体任せ、現場任せ、最終的には親任せになってしまうのです。

中1の重複障害をもつ息子さんを通常学級で学ばせているTさんは、教委から支援員が派遣され学校生活を送っていますが、まさに上に述べたような状況を背負っているわけで、しばしば教委や学校としんどい話し合いをしています。でも、息子さんはよく行き帰りに女の子に声をかけてもらい、うれしくてうれしくてしかたがないようです。転校してきて日が浅いのに、バレンタインのチョコレートももらったと、Tさんは自慢していました。

CILわらじ総合協議会事務局職員のNさんは、お子さんが幼稚園のとき仲のよかった友達が一緒に地元の小学校に上がらず、特学のある離れた学校に行ってしまう、さびしそうにしていたことを思い起こしていました。

障害者で3児の父であるYさんは、自分自身養護学校卒業で、あまり教育には関心がなかったほうでした。市の障害者計画の委員になったことをきっかけに、障害が重く福祉の支援を受ける人々が一般職場で働いたり近隣の人たちの中で暮らすという発想がないことが大きな問題だと気付きました。その原点は学校で分けられてしまうところにあると感じ、そのことを計画になんとか盛り込ませたと話していました。

NJさんも養護学校卒ですが、大人になって一人暮らしを始めた後、定時制高校に入りました。クラスメートに給食やトイレの介助をしてもらっていましたが、3年になって、要望もしていないのに介助の先生が付くようになりました。そうなるクラスの友達が手伝ってくれることはなくなりました。重い障害をもって普通の学校に通っている人たちの中には、介助を付けたいという人もいますが、そんなのいらないという人もいますと話していました。

Kさんは4人のお子さん全員が、幼い頃からわらじの会の行事に参加して大きくなってきました。長女の披露宴にわらじの会の重度のFさんが「上司」として参加するというので、先方の親戚は「どうしたらいいの?」とパニックでしたが、実際参加してみれば何の問題もないことがわかるんですよと話されていました。

Hさんは、かつて、娘さんが幼稚園でお友達と一緒に育ってきたその延長で、近所の子ども達と一緒に学ばせたいと思っていましたが、就学時健診断でふるいにかけられ、要チェックとされた子ども達だけが集められて、番号札を付けられて検査をされ、特学へのレールに乗付けられたとのこと。

誰でも参加できるイベント情報 4・5月

- 4月15日(木)第36回市民福祉講座「職場参加を一緒に考えてみよう 福祉の場から職場へどう参加するか」1じ半 喫茶ゆめ色2階 会費200円
- 17日(土)2004交通アクセス交流会 1じ 県民活動総合センター
(18日12時半まで) 参加費:4000円(宿泊代共)
- 19日(月)TOKOおしゃべり会 10じ 白いキャンバス
教育の欠格条項をなくす会準備会 6じ半 ウィズユー埼玉4階
- 21日(水)障害者の職場参加を語る会
10じ 越谷市役所地下・組合事務所
- 25日(日)第37回市民福祉講座「つりまき青果実習よもやま話」
1じ半 かがし座 会費200円
- 5月2日(日)旧谷中小跡地フリーマーケット 10じ
- 3日(月)春日部・ふじまつり (わらじの会で出店)
- 9日(日)教育の欠格条項をなくすシンポジウム
国会行動に向けて 1じ半 飯田橋シニアワークセンター
- 10日(月)障害者基本法問題・国会要請行動
10じ~3じ 議員会館
- 14日(金)ネット・社団合同事務局会議 1じ 熊谷市緑化センター
- 19日(水)障害者の職場参加を語る会
10じ 越谷市役所地下・組合事務所
かつぽフェスタ 県庁第2庁舎ロビー前広場 (~20日)
- 23日(日)埼玉障害者自立生活協会総会・記念講演(河野秀忠さん・そよ風のようにまちに出よう編集長) 10じ 与野本町コミセン
- 29日(土)障害者の職場参加を考える会総会・記念講演(箕面市障害者雇用支援センター)



熊谷で開かれた日教組教育研究集会で